

青森・岩手県境不法投棄事件の概要と対応状況

1 事案の概要

場 所 岩手県二戸市上斗米地内(16ha)と青森県田子町茂市地内(11ha)にまたがる原野27ha

原因者 三栄化学工業(株) (八戸市、産業廃棄物処理業)

縣南衛生(株) (埼玉県、産業廃棄物処理業)

事件の経緯

H 3. 1 中間処理業(堆肥化) (青森県知事許可)

規模未満管理型最終処分場使用開始

〔同社は、現場において関連会社三栄興業(株)に対して中間処分物をたい肥原料として売却し、三栄興業(株)はそれを特殊肥料として販売することを計画した。〕

H 8.11 不法投棄により三栄化学工業(株)に対し事業の全部停止処分(青森県 処分業、収集運搬業30日間・岩手県 収集運搬業20日間)

H8~H9 早朝、夜間監視の実施及び通常監視の強化(青森県)

H 9.12 ばいじん(有害物質を含まないもの)を追加(青森県知事許可)

H10. 三栄興業(株)が、平成10年、岩手県農政部に肥料取締法に基づく特殊肥料製造を届け出た。岩手県農政部は、立入調査で、野積みたい肥による環境汚染が懸念されたことから、岩手県生活環境部に情報提供した。

H11. 1 岩手県二戸保健所が廃棄物処理法に基づき現地調査、報告徴収を行い、以降、継続的に調査、監視をおこなうなかで、不法投棄が疑われた。

H11.11 岩手・青森県警察合同捜査本部は廃棄物処理法違反として強制捜査

H12. 5 原因法人の関係者を逮捕

H12. 6~ 措置命令(青森県・岩手県)

H12. 8 三栄化学工業(株)の業の取消処分(青森県・岩手県)

H12.10 縣南衛生(株)破産決定

H12.12 縣南衛生(株)から業の廃止届

H13. 5 **判 決** 両法人 罰金 2千万円

依田清孝(縣南衛生(株)代表者) 上訴(現在最高裁で係争中)

罰金1千万円・懲役2年6月(執行猶予4年)

源新信重（三栄化学工業（株）代表者）

死亡により免訴

H13. 6 三栄化学工業（株）解散（清算人：同社社長）

投棄廃棄物及び量

燃え殻、汚泥、廃油、RDF（廃プラスチック等の可燃性廃棄物を圧縮固形燃料化）等約
82万m³（岩手側約15万m³、青森側約67万m³）

「岩手県側では有害物質を含む特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物を約2万7千m³と推計。」

2 これまでの対応

- (1) 原因者に対し、廃棄物処理法に基づき、投棄の状況を調査し原状回復の措置を講じるよう命じ、併せて調査、撤去方法等を指導
（青森県） H12： 汚染実態調査（県）、RDF様物（約2,600 t）撤去、堆肥様物仮置場整備
H13： 汚染実態追加調査（県）、高密度電気探査、原状回復検討調査（県）、堆肥様物（約30,000m³）移し替え、堆肥化施設及び堆肥置場覆土、地下水流向流速調査
H14： 原状回復検討調査（県）
（岩手県） H12： 廃油等による現場内汚染状況調査、三栄化学工業㈱の財産仮差押え
H13： 地下水流向流速調査、不法投棄物全容解明のための筋掘り調査、廃油入りドラム缶(218本)、燃え殻(約1,200 t)の撤去・処分を実施
- (2) 周辺の沢等のモニタリング調査を青森県と岩手県が時期を併せて実施
現場内の汚染はあるが、現時点で周辺環境への汚染はない。
- (3) 調査結果や対応状況を各県で地元に対し説明（H14年3月までに各県4回実施）
- (4) 青森県、岩手県両県のこれまでの調査結果、原状回復手法等について、専門家を交えた合同連絡会議を開催（H14年4月25日）し、合同検討委員会設置等を確認
- (5) 合同連絡会議の検討を踏まえ、合同検討委員会で検討する課題を整理するため、合同会議を開催（H14年5月30日）し、本日の会議開催に至る。